

2020（令和2年）

造園協便り

7. 8. 9月

第200号

一般社団法人 秋田県造園協会

すがよしひで
祝 菅義偉内閣総理大臣就任



令和2年9月16日に秋田県湯沢市秋ノ宮出身の菅義偉氏（71歳）が第99代内閣総理大臣に就任いたしました。おめでとうございます。

【基本方針】

1. 新型コロナウイルス感染症への対処
2. 雇用を確保し暮らしを守る
3. 活力ある地方を創る
4. 少子化に対処し安心の社会保障を構築
5. 国益を守る外交・危機管理

協会関連行事

7月10日(金)	日造協事務局連絡会議	東京	(延期)
8月20日(木)	第4回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他
9月2日(水)	第2回水と緑の森づくり基金運営委員会	秋田市	会長
9月10日(木)	秋田市支部理事会	林泉会館	玉尾支部長他
9月15日(火)	第5回理事会・運営会議合同会議	林泉会館	会長他
9月24日(木)	第5回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他

10月以降の行事予定

10月9日(金)	第6回理事会・運営会議合同会議	林泉会館
10月12日(月)	日造協秋田河川国道事務所へ要望	秋田市
10月13日(火)	(一社)秋田県林業コンサルタント創立五十周年記念行事	秋田市
10月15日(木)	秋田県知事へ要望	県庁
10月23日(金)	造園連東北ブロック会理事会	仙台市
10月27日(火)	全県花だんコンクール	秋田市

お知らせ

☆ 「花とみどりのふれあいまつり」について

今年度の(公財)秋田市総合公社主催の「花とみどりのふれあいまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

☆ 「軽トラガーデン・コンテスト」に替わる「庭フェスティバル」について

今年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止となりましたが、来年実施出来る様検討を重ねております。(企画・技術委員会)

☆ 令和2年度 技能検定(後期)について

後期の造園技能検定は、1・2級の学科試験のみ開催されます。

受検申請受付：令和2年10月5日(月)～10月16日(金)

試験実施日：令和3年2月14日(日)

☆ 令和2年度 街路樹剪定士資格更新手続きについて

今年度は本部とのオンライン受講で更新手続きが行えます。

<http://www.jalc.or.jp/sentei/sentei03.html#page03>

☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について (7/7)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて (7/13)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて (8/3)
- ・下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について (8/17)
- ・県発注工事における下請負人の選定及び資材の調達に関する県内優先の更なる促進について (8/17)
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について (8/31)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて (9/3)
- ・秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正について (9/23)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて (9/23)

○秋田労働局より

- ・チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する労働者に対する特別教育の実施について (7/13)
- ・10月の「年次有給休暇取得促進機関」について (9/3)
- ・秋田県最低賃金及び業務改善助成金について (9/28)

☆ 造園連みどり福祉制度について

「みどり福祉制度」は昭和51年、福祉対策のひとつとして、組合員間の福祉の向上を助け、親睦をはかるために発足しました。昭和54年には規定も大きく改正され、組合員だけでなく、「配偶者給付金」「造園業あとつぎ結婚祝金」のように、給付対象者が家族まで広がり、現在まで多数の組合員の方々に給付されています。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

- 【給付内容】
- ①死亡給付金（3万円及び額入感謝状謹呈）
 - ②配偶者死亡給付金（1万円）
 - ③災害見舞金（1万円）
 - ④入院見舞金（1万円）
 - ⑤結婚祝金（2万円）
 - ⑥造園業あとつぎ結婚祝金（2万円）
 - ⑦事業継承勇退（記念品）

☆ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」について

厚生労働省から造園を含む建設業等の労働災害事故の中で最も多い、「墜落・転落事故」防止に向けた施策が発表されました。従来の安全帯という名称が「墜落制止用器具」に変更されたほか 6.75m以上の高所で作業する際は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられることとなりました。

詳しくは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

※造園連の会員の方は、造園連ホームページの「組合員プラザ」の官公庁からのお知らせからもダウンロードできます。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

「安全帯」の名勝を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

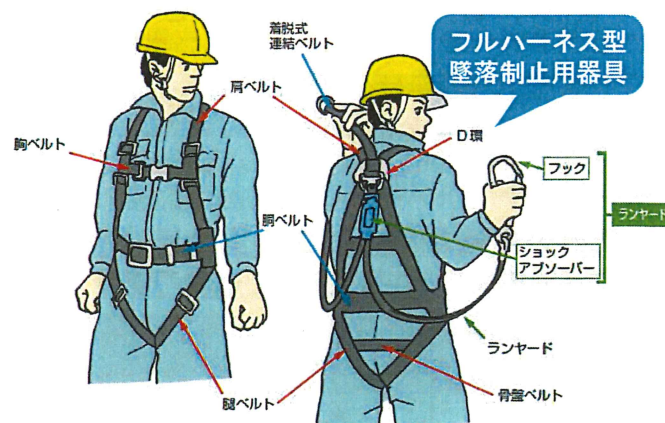
	安全帯	➡	墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	⊖➡	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	✕➡	✕
③	ハーネス型（一本つり）	⊖➡	ハーネス型（一本つり）

※②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

（※現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）使用できるのは2022年1月1日 までとなります。）



◎ 造園用フルハーネス型墜落防止用器具の販売開始



フルボディーハーネスセット

造園用フルハーネス型墜落防止用器具が労働安全衛生規則の墜落制止用器具の規格による強度試験に合格し、販売することが可能になりました。

この製品は墜落防止用器具としてだけでなく、胴ベルト型ワークポジショニング作業用の伸縮装置付ランヤードによるU字吊り作業にも使用できます。

販売価格については、一般価格が会員価格より1～5%高くなるようです。

購入希望の方は販売元に直接申込みください。(<http://shop.kousinen.com/>)

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

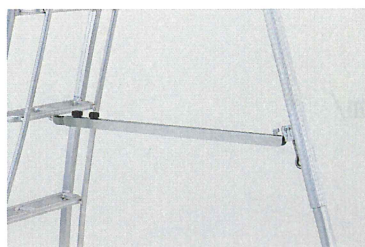
以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

今後は、すべての三脚に75度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第528条）違反に問われる可能性もあります。



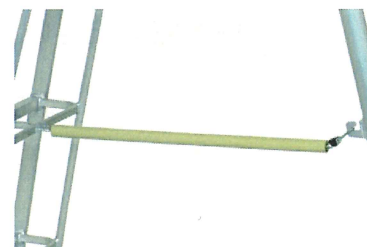
長谷川工業

「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス

「用心棒」



ピカコーポレーション

「GM-FS たたまれ止めパイプ」

☆ チェーンソーを用いた伐倒作業について

平成 31 年 2 月 12 日に伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、8 月 1 日から一部が施工されています。

主な改正内容は、

(1) チェーンソーによる伐木等業務に関する特別教育について、伐木の直径等（大径木・小径木）で区分されていた特別教育を統合し「造材の方法」及び「下肢の切創防止用防護衣の着用」を追加して特別教育の講習時間（学科と実技）を現行の 16 時間から 18 時間へ 2 時間増加する。

(2) 伐木作業等における危険を防止するための規定を次の通り強化する。

①伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径が 40cm 以上のものから 20cm 以上に拡大する。

②かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、かかり木の処理における禁止事項を規定する。

③伐木作業において、高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

④チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付ける。

等である

令和 2 年 8 月 1 日からは、チェーンソーの新たな特別教育が施工されます。この特別教育は、新たにチェーンソーの資格を取得される方だけでなく、現在、チェーンソーを使った作業に従事している方全員が対象となるので注意して下さい。

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報

○「手入れ」のコツ⑦ ー一度の強い剪定より三度の弱い剪定ー

年に一度の剪定ですまそうとして、強い剪定を毎年繰り返していると、木が弱ってしまいます。花や実のつき具合も悪くなってきます。

年に一度の剪定ではなく、年に2～3回、樹木の形を整える程度に剪定する方が、樹木の生長にとってはよいのです。

回数を増やすことが剪定のポイントです。

(造園連：庭師の知恵袋より)

事務局から

つい最近までの暑さが嘘のように朝晩の冷え込みが厳しくなっておりまして、新型コロナウイルス感染症に併せインフルエンザも心配な季節になりました。

協会としての主要な行事もこれまでは実施出来ない状況下でありましたが、県内においても徐々に経済活動が進展されてきていることから、今後は協会としても集客を伴わないような活動を展開していけたらと思っております。

昨年の冬はまれに見る雪が少ない年でしたが、今年は例年並みの雪の量ということで、なんとか雪の降る前に企画できたらと思っております。

今後とも会員の皆様からお力添えを賜りますよう、お願いします。

追伸、コロナ禍で家飲みが増え、運動不足も相まって腹は出るし、カラオケ行けないので家の風呂で歌うと隣の犬に吠えられるし、踏んだり蹴ったりな毎日をお過ごししております。

(K・O)